

令和3年 第103回南あわじ市議会定例会

提案する諸条例等の制定要旨

議案第58号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、県が実施する国民健康保険事業に要する費用を確保し、市国民健康保険事業の適切な運営を行うため、国民健康保険税の税率等を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からとし、令和3年度以後の国民健康保険税から適用すると定めています。